

定 款

社会福祉法人白根学園

社会福祉法人白根学園定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、別表第 1 に掲げる第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う。

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人白根学園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を神奈川県横浜市旭区白根七丁目 1 0 番 6 号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を神奈川県横浜市鶴見区矢向一丁目 1 4 番 1 8 号及び同市旭区上白根町 1 0 9 2 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 8 名以上 1 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第7条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、社会福祉法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、次の要件に適合し、法人において適正な手続きにより選任されなければならない。

- (1) 社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
- (2) 社会福祉に関する学識経験者
- (3) 社会福祉法人に関与した経験がある弁護士、公認会計士、税理士等
- (4) 地域の福祉関係者
- (5) 元社会福祉法人職員で退職後一定期間を経過した者
- (6) 地域の経済団体が適切な者として推薦する者

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、勤務実態に即して支給することとし、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(顧問)

第24条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会に助言することができる。

4 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

(職員)

第25条 この法人に、必要な職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の2種とする。

2 基本財産は、別表第2に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続を取らなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、横浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合は、理事会の承認を受けるものとする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理

事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、横浜市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人白根学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	三木信之
理事	三木芳
〃	生野フミ
〃	足立智恵子
〃	岡崎豊吉
〃	松本武雄
〃	岩崎謙之助
〃	山田盛
〃	三木正一
監事	宇佐美常吉

1. この定款は昭和38年1月7日より施行する。
2. 昭和47年12月 7日一部変更
3. 昭和50年 1月22日一部変更
4. 昭和51年 5月20日一部変更
5. 昭和52年10月 4日一部変更
6. 昭和55年 5月24日一部変更
7. 昭和57年 3月 2日一部変更
8. 昭和60年11月14日一部変更
9. 平成 2年12月25日一部変更
10. 平成 4年 5月29日一部変更
11. 平成 4年12月16日一部変更
12. 平成 5年 5月24日一部変更
13. 平成 6年 5月26日一部変更
14. 平成 7年 3月 6日一部変更
15. 平成 7年 6月26日一部変更
16. 平成 7年12月27日一部変更
17. 平成 8年 3月11日一部変更
18. 平成 9年 9月 1日一部変更
19. 平成10年 5月20日一部変更
20. 平成10年 8月 6日一部変更
21. 平成10年11月17日一部変更
22. 平成11年 8月23日一部変更
23. 平成12年 5月23日一部変更
24. 平成14年 1月18日一部変更
25. 平成14年 7月 2日一部変更
26. 平成15年 2月10日一部変更
27. 平成15年 7月28日一部変更
28. 平成16年 3月15日一部変更
29. 平成16年 6月 8日一部変更
30. 平成17年 2月11日一部変更
31. 平成17年 6月28日一部変更
32. 平成17年12月 6日一部変更

33. 平成18年 9月28日一部変更
34. 平成19年 6月 9日一部変更
35. 平成20年 4月 1日一部変更
36. 平成20年 6月13日一部変更
37. 平成21年10月 1日一部変更
38. 平成22年 4月 1日一部変更
39. 平成23年 4月 1日一部変更
40. 平成23年11月 1日一部変更
41. 平成24年 4月24日一部変更
42. 平成25年11月29日一部変更
43. 平成26年 4月25日一部変更
44. 平成26年12月19日一部変更
45. 平成27年12月14日一部変更
46. 平成28年 3月 1日一部変更
47. 平成28年 5月19日一部変更
48. 平成28年 6月 8日一部変更
49. 平成29年 4月 1日一部変更
50. 平成30年 7月23日一部変更

別表1 社会福祉事業（第1条第1項）

<p>第一種 社会福祉事業</p>	<p>(1) 福祉型障害児入所施設(ぶどうの実)の経営 (2) 障害者支援施設(ぶどうの実、光の丘、しらねの里、希望)の経営</p>
<p>第二種 社会福祉事業</p>	<p>(1) 障害福祉サービス事業 (ぶどうの実、光の丘、ホーム丘、風の丘、森の音、麦の丘、自立サポートセンター歩、ホーム歩、社会就労センターしらね、社会就労センターのぞみ、ホーム望、しらねの里、しらねの里・げんき、ホーム里、地域生活センター和、希望、工房金魚、ホーム希望)の経営 (2) 相談支援事業 (相談支援センターコンシェル、光の丘相談室)の経営 (3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (ぶどうの実)の経営</p>

別表2 基本財産（第31条第2項）

土 地	<p>(1) 福祉型障害児入所施設ぶどうの実、障害者支援施設光の丘、社会就労センターしらねの敷地</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目606番1 1筆 (535.58平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番2 1筆 (661.15平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番4 1筆 (1130平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番5 1筆 (214平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番7 1筆 (1127平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番8 1筆 (1167.18平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目730番1 1筆 (174.47平方メートル)</p> <p>(2) 自立サポートセンター歩の敷地</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番12 1筆 (58平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目677番6 1筆 (396平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根七丁目730番10 1筆 (54.97平方メートル)</p>
-----	--

土 地	<p>(3) 麦の丘の敷地</p> <p>神奈川県横浜市旭区白根六丁目571番228 1筆 (174.29平方メートル)</p> <p>(4) 障害者支援施設しらねの里の敷地</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1092番 1筆 (1947平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1095番 1筆 (1375平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1096番6 1筆 (1305平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1110番8 1筆 (5.99平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1114番11 1筆 (11平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1122番1 1筆 (773平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1122番4 1筆 (3.95平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1122番5 1筆 (24平方メートル)</p> <p>神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1122番6 1筆 (13平方メートル)</p>
-----	---

<p>建 物</p>	<p>(1) 神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番地8、672番地7 所在の 家屋番号672番8 鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根3階建 福祉型障害児入所施設ぶどうの実 1棟 (1499.54平方メートル)</p> <p>(2) 神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番地7、606番地1、 672番地5、730番地1所在の 家屋番号672番7 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建 障害者支援施設光の丘 1棟 (3163.58平方メートル)</p> <p>(3) 神奈川県横浜市旭区白根七丁目677番地6所在の 家屋番号677番6 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 自立サポートセンター歩 1棟 (608.38平方メートル)</p> <p>(4) 神奈川県横浜市旭区白根七丁目672番地4、672番地2 所在の 家屋番号672番4の5 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 社会就労センターしらね 1棟 (661.23平方メートル)</p> <p>(5) 神奈川県横浜市旭区上白根町字後谷1092番地、1095 番地、1096番地6所在の 家屋番号1092番 鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺地下1階付2階建 障害者支援施設しらねの里 1棟 (2636.94平方メートル)</p>
------------	---

建 物	<p>(6) 神奈川県横浜市旭区白根六丁目571番地228所在の家屋番号571番228 軽量鉄骨造スレート葺2階建 麦の丘訓練棟 1棟 (176.64平方メートル)</p> <p>(7) 神奈川県横浜市鶴見区矢向一丁目830番地13所在の家屋番号830番13 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 障害者支援施設希望</p> <p style="padding-left: 40px;">内事務所・食堂・集会所 1棟 (575.38平方メートル)</p> <p style="padding-left: 40px;">内養護所 1棟 (704.58平方メートル)</p> <p style="padding-left: 40px;">内養護所 1棟 (610.02平方メートル)</p> <p style="padding-left: 40px;">内養護所 1棟 (1235.33平方メートル)</p> <p style="padding-left: 40px;">内作業所 1棟 (127.27平方メートル)</p>
-----	---